**平成２２年（フ）第４１０８号**
札幌市厚別区厚別東４条５丁目１番20号
債務者　守　　有紗
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４１５３号**
札幌市中央区南10条西13丁目３番33号　マンション千代１階102号
債務者　矢島　　勇
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４１６１号**
札幌市白石区東札幌５条４丁目６番８号
債務者　和田　又男
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４１６２号**
札幌市白石区東札幌５条４丁目６番８号
債務者　和田　笑子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２２号**
札幌市東区伏古１条４丁目１番19号　ビッグバーンズマンション伏古Ｉ202号
債務者　小中真由美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４４号**
札幌市白石区南郷通14丁目北２番２号　松本ビル402号、住民票上の住所札幌市中央区南27条西12丁目１番１―401号
債務者　粟原　善英
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６２号**
札幌市白石区北郷３条12丁目７番10号　エスコート北都公園101号
債務者　逢坂美香子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７９号**
札幌市北区篠路２条３丁目５番17号　林崎ビル301号
債務者　桐生紀美子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９０号**
札幌市豊平区美園３条８丁目１番11号　フラワーコーポ406号
債務者　山崎寿妙雄
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１２０号**
札幌市豊平区月寒東３条19丁目２番13号　第２八十島マンション８号
債務者　亀山　広美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１２１号**
札幌市豊平区月寒東３条19丁目２番13号　第２八十島マンション８号
債務者　亀山　照美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１３９号**
札幌市豊平区美園８条５丁目３番１―205号
債務者　遠藤　大介
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第７５８号**
岩手県釜石市甲子町第４地割189番地１　洞泉市営住宅527号、旧住所岩手県釜石市中妻町２丁目12番９号　コーポ中妻Ｃ―４号
債務者　照井　勇介
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７８６号**
岩手県一関市大東町猿沢字宿通前36番地、旧住所岩手県花巻市東和町倉沢４区111番地
債務者　菅原　毅彦（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７９３号**
岩手県奥州市水沢区台町６番16号　ハイツ英恵Ｂ棟216号室
債務者　紺野　康隆
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第１５号**
岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第６地割175番地５　森が丘住宅23号
債務者　新沼　　陸
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部